

各種サービス・手当助成

ひとり親相談（相談は予約制）

ひとり親家庭の生活上の相談や自立に必要な情報提供を行い、問題解決のお手伝いをします。相談予約は問合せ先（P40）へご連絡ください。

ひとり親家庭就業支援（相談は予約制）

ひとり親家庭の父母や離婚前の支援を必要としている方等を対象に、就職・転職などを支援します。相談予約は問合せ先（P40）へご連絡ください。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

中学校卒業前までの子どもを育てているひとり親家庭を対象に、お仕事や求職活動等のやむを得ない理由により保護者が家を空けなければならないときに、ホームヘルパーを派遣し、子どもの見守りをしながらできる家事をお手伝いします。

東京都母子福祉資金・父子福祉資金

母子・父子家庭の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るために、就学支度資金、修学資金などの貸付けを行っています。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金（要事前相談）

自立を図るための活動を行っているひとり親家庭の父母等に対し、就業を目的とした教育訓練講座(指定講座)の受講料の一部を支給します。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金（要事前相談）

児童扶養手当の受給者などで看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・製菓衛生師・調理師などの資格の取得が見込まれる方に対し、修業期間中の一定期間に訓練促進給付金を支給します。

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを育てている母子家庭の方が、生活上のいろいろな問題で子どもを十分に育てることができないときに、母と子どもが一緒に入所し、自立のために生活をする児童福祉施設です（所得により一定の費用負担あり）。

養育費確保サポート

養育費の確保に必要な費用を補助します。

〔対象経費〕・公正証書等作成経費

・保証会社と養育費保証契約を締結する際に係る費用（保証料）

〔上限額〕それぞれ5万円

児童扶養手当

〔対象〕18歳になった後の最初の3月31日までの（一定の障害がある場合は20歳未満の）子どもがいるひとり親家庭など

〔内容〕1・3・5・7・9・11月に2か月分を支給（所得制限あり）

児童育成手当

〔対象〕18歳になった後の最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭など

〔内容〕10・2・6月に支給（所得制限あり）

ひとり親家庭等医療費助成（マル親）

〔対象〕18歳になった後の最初の3月31日までの（一定の障害がある場合は20歳未満の）健康保険に加入している子どもがいるひとり親家庭など

〔内容〕健康保険を適用し、その自己負担額を助成（所得制限あり）

問合せ先

《田》子ども若者応援課 手当助成係 042-460-9840

※母が重度障害者などの場合、ひとり親家庭とみなされる場合がありますのでご相談ください。



優遇制度

JR通勤定期券割引の証明書の交付

児童扶養手当または生活保護を受けている世帯の方がJRを利用して通勤している場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

児童扶養手当の場合は、児童扶養手当証書・写真(ﾀﾞｲ4cm×ｺﾞｺ3cm)を持参のうえ子ども若者応援課(田無第二庁舎2階)で、生活保護の場合は生活福祉課(田無庁舎1階)で証明書の発行を受け、通勤定期乗車券を発売する駅に提出してください。

都営交通の無料パスの交付

児童扶養手当または生活保護を受けている世帯のうち1人に限り、都営交通(都電・都バス・都営地下鉄)の無料乗車券の交付を受けられます。

児童扶養手当の場合は、児童扶養手当証書を持参のうえ子ども若者応援課(田無第二庁舎2階)で、生活保護の場合は生活福祉課(田無庁舎1階)で手続きをしてください。

自転車駐車場利用料の割引

児童育成手当を受けている世帯の方で、市内に住み、通勤・通学のため、市内の公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理・運営している自転車駐車場を月極で利用する場合に、利用料を割引します。

※割引申請には、児童育成手当を受給していることを証明する書類が必要です。

問合せ先

《東》交通課 駐輪駐車対策係 042-438-4057

公益財団法人自転車駐車場整備センター 03-6262-5322



税の控除

母子・父子家庭などのひとり親世帯の方で、一定の要件に当てはまる場合には、寡婦控除またはひとり親控除が受けられます。

※所得制限等の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

問合せ先

住民税について 《田》市民税課 市民税係 042-460-9827

所得税について 東村山税務署 042-394-6811

住民税の非課税

以下の方は、住民税の所得割・均等割ともに課税されません。

- (1) その年の1月1日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- (3) 前年中の合計所得金額が以下の方
 - ・扶養親族がいる場合：
前年中の合計所得金額が「35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計人数)+31万円」以下
 - ・扶養親族がいない場合：
前年中の合計所得金額が「45万円」以下

問合せ先

《田》市民税課 市民税係 042-460-9827

上下水道料金の免除

児童扶養手当・特別児童扶養手当・生活保護などを受けている世帯は、申請により水道料金は基本料金と1か月あたり10m³まで、下水道料金は基本料金(8m³まで)が免除されます。

問合せ先

東京都水道局お客様センター 0570-091-100

廃棄物処理手数料の免除

児童扶養手当・特別児童扶養手当・生活保護などを受けている世帯は、家庭ごみを出すときのごみ袋の無料配布が受けられます。

いずれか1つの受給による配布となり、重複配布はできません。また、生活保護を受けている世帯に限り、粗大ごみ処理手数料の免除制度があります。

手続きには、児童扶養手当の場合は手当証書、特別児童扶養手当の場合は受給証明書、生活保護の場合は生活福祉課の確認印が押された申請書が必要です。

問合せ先

《工》資源循環推進課 資源循環推進係 042-438-4043

住宅探し

住宅探しのお手伝い

民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方に対し、市の担当者等が不動産店や内見に同行するなど住宅探しのお手伝いをします。

問合せ先

《東》住宅課 居住支援係 042-420-2742



家賃補助付住宅

子育て世帯の方などを対象として、市が一定期間、家賃の一部を貸主へ補助することにより、入居者が本来の家賃より低額な家賃で住むことのできる住宅です。募集時期や入居要件などについては、直接お問い合わせください。

問合せ先

《東》住宅課 居住支援係 042-420-2742



都営住宅入居

●定期募集

年4回の募集があり、抽選方式は5月・11月、ポイント方式は2月・8月に行っています。抽選方式の場合、ひとり親世帯や同居親族に18歳未満の子どもがいる世帯等には優遇資格があります。

●毎月募集

毎月月中旬頃、抽選方式による募集があります。募集住戸の中には、「若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）」向けもあります。

●随時募集

定期募集及び毎月募集にて申込みがなかった住宅の一部で、いつでも申込みができる募集です。申込みは都営住宅入居者募集サイトまたは随時募集専用ダイヤル（03-5467-9266）にて受付を行います。

問合せ先

東京都住宅供給公社（募集センター） 03-3498-8894

●地元割当募集

西東京市にお住まいの方を対象に、西東京市内の都営住宅の募集を行っています。

問合せ先

《東》住宅課 居住支援係 042-420-2742



ぬりえ

いこいーなとすうじにいろをぬってみよう！



MEMO

A large rectangular area with a dotted border, intended for writing notes or a memo. A small illustration of a yellow pencil with a pink eraser and a blue band is positioned in the bottom right corner of this area.